

■『家族研究年報』投稿規程（2018年5月19日改定）

1. 投稿者は家族問題研究学会会員であることを原則とする。
2. 論文・研究ノートの字数は20,000字（図表を含む）を基準とする。なおここでいう研究ノートとは、研究上の問題提起、調査の中間報告などを含むものとする。
3. 図表は5点以内を基準とする。図表について原稿字数を計算する際、便宜上、刷上りを想定して以下の3段階で換算する。刷上り1頁相当の場合は33行に、刷上り1/2頁相当の場合は16行に、刷上り1/4頁の場合は8行に、それぞれ換算する。
4. 投稿する論文・研究ノートは未発表のものに限る。ただし、学会等において口頭発表したものはその限りではない。また、他誌との二重投稿は認められない。
5. 論文・研究ノートの採否および掲載の順序は、査読に基づく審査により、編集委員会において決定する。
6. 投稿者は、審査用原稿3部を、12月1日（当日消印有効）までに、家族問題研究学会編集委員会（編集委員長の研究室）に郵送で提出する（送付先住所は、学会ウェブサイトを参照のこと）。論文・研究ノートは、執筆要領にしたがって、必ずワープロ等で作成する。ただし、審査用原稿には、執筆者名、所属などは記載しない。
7. 投稿者は、以下の事項を記した別紙を、投稿原稿に同封する。
 - 1) 氏名（ふりがな）
 - 2) 論文か研究ノートの別とその題名
 - 3) 所属・職名（院生等の別）
 - 4) 住所・電話番号
 - 5) 電子メールアドレス
8. 投稿論文・研究ノートと関連した、あるいは重複するテーマないし同一データを用いて書かれた既発表論文、もしくは投稿中の論文があるときには、そのすべてにつきコピー1部を原稿投稿時に添付する。
9. 原稿料は支払わない。原稿執筆者には掲載誌を1部進呈する。抜き刷りを希望する場合には実費作製とする。
10. 掲載論文・研究ノートの著作権は、家族問題研究学会に帰属する。掲載論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で家族問題研究学会の許可を得ること。
11. 審査の結果、掲載が決定した論文・研究ノートについては、最終稿の提出時に原稿のファイル添付を求める。
12. 投稿された論文・研究ノートは原則として返却しない。